

令和 7 年 12 月 16 日  
日本ステントグラフト実施基準管理委員会  
委員長 志水 秀行

## ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準および罰則規定について

ステントグラフト治療を安全に実施していただくために、ステントグラフト実施基準管理委員会では実施基準を定め、令和 4 年より、これを遵守せずに EVAR 及び TEVAR を実施した施設、実施医、指導医に対する罰則規定を設けてきました。今後も EVAR および TEVAR の実施においては実施基準を遵守して頂く必要がある点に変更はありませんが、委員をはじめとした多くのご意見を鑑み、令和 7 年 12 月より下記の運用に変更しました。

1. 罰則が施行されている施設・医師個人に関しては、現在の罰則を解除します。
2. 今まで罰則適応とした下記例のような事例に対しては、個々に事務局および委員からご注意申し上げ、書類の再提出をお願いします。
3. 2. に関して度重なる場合、悪質性が認められた場合には病院名の公表などを検討します。
4. 過去に罰則を受け、そのために本来カウント可能であった症例（罰則期間内など）については、再度カウント可能といたします。個々のケースについて審査時に検討いたしますので、申請ファイルの 1 枚目に赤字で「罰則規定解除症例含む」と記載いただき、当該症例それぞれに同様に赤字で「罰則規定解除症例」と記載ください。

<参考>これまでの罰則規定例

施設：

- 1) EVAR、TEVAR の実施施設ではないにもかかわらず、委員会に連絡なくそれを行った施設は、向こう 1 年間、実施施設の申請をしていただけません。  
EVAR、TEVAR の実施医、指導医がいない、あるいはバックアップや直接参加の外科医がいないにもかかわらず、当委員会が定める実施基準に違反する医療行為を行った施設は、直ちにその実施施設から外れていただきます。（大動脈解離に対する TEVAR の実施には解離使用が認められているデバイスの指導医である必要があります）

実施医：

- 1) EVAR、TEVAR の実施医基準を満たしていない医師が、その実施を術者として行った場合、向こう 1 年間実施医として申請をしていただけません。

指導医：

- 1) TEVAR の指導医ではない医師が大動脈解離(2 腔・偽腔開存型の解離性大動脈瘤を含む)に対し TEVAR を施行した場合、向こう 1 年間指導医としての申請をしていただけません。
- 2) EVAR、TEVAR の実施医、指導医ではない医師に実施基準に違反した医療行為を指導した場合、その指導医基準を取り消させていただきます。